
[優秀賞]

夫の供述の信用性を弾劾して 得た無罪判決 弁護士になって最初の刑事事件

大沼卓朗 第二東京弁護士会・69期

始めに

2017(平成29)年7月19日、私は初めて担当した刑事事件で無罪の判決を聞いた。判決の冒頭に裁判官が何を言っていたのかよく覚えていない。言葉が耳に入らず、ただ、目の前の依頼者の両目から次々に涙が溢れるのを見て、心から安堵したのを覚えている。

事案の概要

私が担当した事件(国選事件)は、夫Xによって、

気づかないうちに覚せい剤を飲まされた女性Aの弁護活動である。使用の故意を争うものだった。Aの起訴後、AとXは離婚したが、事案の概要を説明するためXの前科から話を始める。

Xは、2015年10月に覚せい剤使用の罪で逮捕・起訴され懲役3年・5年間の保護観察付きの執行猶予中であつた。それにもかかわらず、2016年12月、Xがコンビニの駐車場で捜査機関に提出した尿から覚せい剤の成分が検出された。もともと、この時Xは逮捕されずAと暮らす自宅に戻った。

年が明けた2017年2月10日、警察官がXを通常逮捕するため自宅にやって来た。その際、居合わせ

たAに対し警察官が尿の任意提出を求めた。Aは思い当たるところがないので素直に応じると、Aの尿から覚せい剤の陽性反応が出た。なお、同日Xの尿からも覚せい剤の陽性反応が出ている。

捜査機関は、Aの尿に関する科捜研の検査結果を待って、同年3月7日、Aを通常逮捕した。そして、同月9日に勾留請求がなされ、翌10日、私が弁護人選任された。

被疑事実には「被疑者は平成29年1月下旬頃から平成29年2月10日までの間に覚せい剤を使用した」旨の記載があるものの、場所や使用方法是特定されていなかった。

なお、Aは自身が逮捕される3月7日より前に、Xの一般面会に訪れ「私の尿から覚せい剤が検出された原因はあなたしか考えられない。本当のことを話して」と問いただしている。しかし、Xは「Aに覚せい剤を飲ませたら俺の罪が重くなるでしょ」と答えるのみで関与を否定した（Xは公判廷においても関与を否定した）。

捜査弁護

1 捜査弁護での課題

Aは初回接見時から「どうして私の尿から覚せい剤の成分が検出されたのかわからない」と話していたため、捜査弁護段階においては3つの課題があった。

1つ目は、否認事件であるから事案を把握するまでは黙秘を貫く必要があった。2つ目は、Aが「いつ、どこで、どのように」覚せい剤を摂取したのかを早期に解明しなければならなかった。そして、3つ目として、Aには幼い2人の子供がおり病気を患う実母に預けられていたため早期の身柄解放も切実な課題だった。

2 黙秘の対応

私はAが黙秘を続けられるように励ますため、頻繁に接見を重ねた。もともと、毎日は行けなかったので、各回の接見時間をできる限り長くした。接見の前半は事件に必要な情報を尋ね、後半はお互いの生い立ちや家族の話など事件とは関係のない話をするように心がけた。事件と無関係な話をしたのは、Aのストレスを解消したいという気持ちと、信頼関係を構築

するにはお互いを知るのが一番良いと思ったからである。

結果として、私の選任前に作成された身上に関する調書以外は調書を取られなかった。また、取調べは録画されていたが、どの取調べにおいてもAが「すみません」、「答えられません」と対応する動画があるだけで不利な証拠はなかった。

3 使用時期・方法等の解明

Aは覚せい剤を使用した際に生じる独特の快感のような薬理作用（以下、「覚せい剤の薬理作用」という）を体感していなかった。そのため、覚せい剤を盛られた時期・場所・方法について、Aが思い当たるところは乏しかった。

それでも聴き取りをする中で、2016年の夏ごろから夫婦の性交渉の際にディスカウントストアで市販されている精力剤のようなドリンク剤を飲むことがあり、その中に混ぜられていたかもしれないという心当たりになど着いた。

さらに事情を掘り下げると、①夫婦の性交渉の頻度は週に1度くらいであり、性交渉の2度に1度くらいはドリンク剤を飲んでいて、②ドリンク剤を飲む際には1本を2人で分けて飲んでいて、③ドリンク剤は毎回同じものではなく色々な種類があり、総じて苦く漢方薬のような味がした、④Aはドリンク剤の味が嫌いで飲みたがらなかった、Xが自分で先にドリンク剤を飲んだあとにAに対して残りを飲むように促すケースが多かったこと、がわかった。

これらの事情から性交渉時のドリンク剤に覚せい剤が混入されたというケースセオリーの青写真ができた。しかし、同時に、2016年の夏ごろから定期的に覚せい剤が混入されていたのであれば、Aは何らかの覚せい剤の薬理作用を体感していたと考える方が自然であり、それを体感したことがないというAの供述は信用できないのではないかという疑問が生じた。

この疑問を解消しケースセオリーを構築するうえで大変助かったことは、Xの弁護人に協力を得られたことである。Xの弁護人は本人の同意を取ったうえで、Xの言い分や証拠に関する情報を提供してくれた。その結果、さらに次の事実が明らかになった。

Xは、⑤2017年12月中旬に錠剤型の覚せい剤4

粒を購入したこと、⑥購入した4粒の覚せい剤を半分に切り分け8粒にしたうえで使用・保管していたこと、⑦錠剤型の覚せい剤を飲み物と一緒に飲んで使用していたこと、⑧前回(2015年10月)に逮捕された後錠剤型の覚せい剤を購入するまで、他に覚せい剤を購入していないこと、および、⑨Aと一緒に覚せい剤を使用することがなくすべて自分で使用したと供述していること、がわかった。

これにより覚せい剤が混入された時期は2016年12月中旬以降であると限定された。同時に、私はAが冤罪であること(使用の故意がないこと)を確信した。なぜなら、2016年夏ごろから同年12月中旬のドリンク剤には覚せい剤が混入されていなかったにもかかわらず、「2016年の夏ごろから混入されていたかもしれない」と言っていたAは、本当に覚せい剤を使用した認識がないと考えられたからである。

4 身柄解放

他方、身柄解放は進展しなかった。捜査段階における勾留決定に対する準抗告等はいずれも退けられた。また、接見禁止がついていたため、私はAに対し、Aの母と子供に限って接見禁止の一部解除を求めることを提案した。けれども、Aは自身が逮捕されている姿を見せることで子供に生じる精神的ダメージを懸念し面会を望まなかった。そこで、せめて子供と手紙をやり取りできるように接見の一部解除を求めたが、これも認められなかった。

結局、Aは第1回公判期日においてXの証人尋問が終了するまで3カ月余りにわたって身柄を拘束された。身柄拘束が長期化する中で、Aは子供に会いたがって泣くことがしばしばあった。それでも子供たちのためにも自分の無罪を明らかにしたいと口にして気丈に耐えていた。私はAの母に頼んで長男が書いた絵を送ってもらい、接見室のアクリル板越しにその絵を見せながらAを励まし続けた。しかし、事件を否認しているというだけで3カ月近くも拘束されるAを見ると、刑事訴訟の不条理を感じずにはいられなかった。

5 勾留理由開示

Aは慣れない留置場の生活で精神的に追い込まれているようであった。そこで、身柄解放に繋がるこ

とを目的に置きながらも、留置場とは違う場所に連れ出し気分を変えさせ、また、Aの口から直接裁判官に思いを告げることで気持ちを和らげさせたいという意図もあって、勾留理由開示を請求した。

勾留理由開示が身柄解放に繋がることはなかった。それでも副次的な効果はあった。Aは裁判官に気持ちを伝えられたことで少し気持ちが晴れたと言っていた。何より、涙ながらに裁判官に対して「逃げることも罪証隠滅をすることもないから子どもたちのいる家に帰してほしい」と訴えるAの姿が私の弁護活動に懸ける思いを強くした。

公判弁護

1 公判前整理手続

2017年3月28日、Aは起訴された。しかし、公訴事実記載の覚せい剤の使用時期に幅があったばかりか、使用方法等は特定されておらず、検察官の具体的な主張を予測できなかった。防御のためには広く証拠を採る必要があった。

そこで、覚せい剤の使用時期・場所・方法の特定が不十分であること、ならびに、XおよびXの周辺人物と薬物との関係を明らかにしなければXの供述の信用性を判断できないこと等を理由に公判前整理手続請求をし、同手続に付されることになった。

2 裁判員センター委員会への相談

公判前整理手続に則り、証拠の一覧表の開示や類型証拠の開示請求等により証拠の収集を始めた。しかし、同手続において裁判官がどのように争点と証拠を整理するのか、それにどう対応するべきか、具体的にイメージできず不安が募った。

ちょうどその頃、第二東京弁護士会の裁判員センター委員会による研修に参加した。そこで講師をしていた神山啓二先生に事件の経緯を説明し助力を求めたところ、神山先生をはじめとする裁判員センターの先生方の協力を受けられることになった。振り返っても、この時、相談しなければ無罪は無かったと言って過言ではなく、これが弁護活動のターニングポイントだった。

裁判員センターの先生方には、公判前整理手続や公判期日の前後に話し合いの場を設けていただ

き、事件の進展に応じて弁護方針の確認をしていた。刑事弁護の流れとして、すべての証拠に符号するケースセオリーを構築し、そこから弁論を作成し、弁論に必要な事実を引き出すための尋問事項を練り、最後に冒頭陳述を作成するという順序があるが、各時点において収集すべき証拠や弁論の構成、尋問の具体的な質問内容に至るまでの確なアドバイスを受けた。裁判員センターの江口大和先生や大藺昌平先生には毎日のように電話をし落ち込んだときには励ましていただいたし、多くの先生からさまざまな助言を受けることができた。そのすべてを書くことは紙幅の関係でできない。ただ、1点とくに印象的なアドバイスがある。第1回目の公判前整理手続の打合せ期日においては、証拠が開示されないためケースセオリーを明らかにする必要はないと助言されたが、一転して、第2回目の打合せではケースセオリーが固まったことを受けて予定主張記載書面を追加で提出し、裁判官に弁護人のケースセオリーの一貫性を強く印象づけるべきであると教えていただき、それを実践した。結果論ではあるが、公判前整理手続の早い段階から、確たるケースセオリーを裁判官に提示できたことが無罪を手繰り寄せることに少なからず繋がったと思う。

3 検察官の主張

公判前整理手続を通じて明らかになった検察官の主張は次のようなものだった。

Aの尿から陽性反応が出ている以上、Aが故意に覚せい剤を使用したことは明らかである。使用した覚せい剤についてはXが購入した錠剤型とは限らない。Aが独自に覚せい剤を入手して使用したことも想定しうる。使用方法も、錠剤型のものを口から飲む方法だけでなく、別の覚せい剤を注射器等で使用した等の可能性も否定されない。

(これらに対し弁護人としては訴因の特定が不十分であるという思いがあり、打合せ期日において使用方法を中心に確認をした。他方で、無罪判決を得るためには弁護人のケースセオリーを裁判官に認めさせるほかにないという思いもあり、訴因特定が不十分であることをあえて争うことはなかった)。

また、検察官は、次の証拠を請求した。すなわち、①Aの携帯電話で2016年4月頃に撮影・保存され

ていた覚せい剤のパケの写真撮影報告書(以下、「覚せい剤のパケの写真」という)、および、②Aが逮捕された際に撮影され、Aの両腕に注射痕のようなものがあるという写真撮影報告書(以下、「腕の写真」という)である。

4 ケースセオリー

弁護人のケースセオリーは公判前整理手続中に次のように確立できた。

AとXには、2016年夏から性交渉の際にディスカウントストアで買ったドリンク剤を飲む習慣があった。2人は1本のドリンク剤を分け、Xが飲んだ残りをAが飲むこともあった。2017年2月3日頃、AはXと自宅において性交渉をした。そのとき、AはXがディスカウントストアで購入したドリンク剤を飲むように促された。ドリンク剤の蓋はすでに空いていて中身が減っており、Xによって覚せい剤を混入された後であった。しかし、Aはいつもと変わらないと思い、覚せい剤に気づくことなくドリンク剤を飲んでしまった。

また、覚せい剤のパケの写真が撮影された経緯は次のように説明される。2016年4月頃、Aは覚せい剤のパケを自宅で発見した。Aは、Xが覚せい剤をやめていないのではないかと不安になった。そこで友人Bに相談したところ、「覚せい剤のパケを写真に撮ったうえで元の場所に返し様子を見ればよい、もし覚せい剤が減っていたらXを問い詰めればよい」と言われた。そのためAは自分の携帯電話で覚せい剤のパケを撮影した。

さらに腕の写真に見られる色素沈着は注射痕ではなくアトピーの跡であると説明できた。

なお、覚せい剤の使用時期を2017年2月3日頃と特定できたのは、Xの弁護人のおかげである。ケースセオリーに説得性を持たせるためには使用時期をできる限り特定する必要があった。そこで、Xの弁護人とやり取りを繰り返したところ、①Xは2017年1月31日に保護観察所で薬物検査を受けその結果が陰性であったこと、および、②同年2月10日のXの逮捕時に尿から陽性反応が出ていたことが新たにわかった。そこから使用時期を1月31日から2月10日の間に限定できた。さらに、性交渉のあった日にちをAに確認して2月3日頃と日付を絞り込んだ。

5 争点整理とその後の流れ

裁判官は、尿から覚せい剤が検出されたという事実から特段の事情がない限りAが覚せい剤を認識して自己の身体に摂取したと推認できるという経験則を確認した。そのうえで、Aの弁解(心当たり)について合理的な疑いが生じるか(上記推認を妨げる「特段の事情」が存在するか)が争点であると整理した。

なお、公判前整理手続においては、鑑定された尿と被告人の尿との同一性(尿の取り違いの可能性)についても争っていた。もっとも、証拠上、取り違いられたという根拠が何もなかった。そこで、公判廷において採尿手続に関わった警察官に保管状況を確認し、取り違いの可能性があれば継続して争うが、その可能性がなければ上記のケースセオリーの立証に集中しようと思っていた(結局、保管状況については争点にならないと判断し、採尿手続に関して弁論で言及することはなかった)。

また、裁判官は尋問に関して、①採尿手続に関わった警察官、②被告人質問(主質問のみ)、③Xの尋問、④2度目の被告人質問(主質問および反対質問)の順序での実施を決定した。被告人質問を先行すること(②)については裁判官の強い意向があった。裁判官は事件の全体像を早く把握したいと考えていたのだと思う。弁護人として尋問の順序に悩むところもあったが、反対尋問なしに被告人質問ができれば、早い段階からケースセオリーを裁判官に説明できるメリットがあると最終的に判断し裁判官の要望する順序に従った。

これらの争点整理は、5月12日および同月24日の公判前整理手続の打合せ期日で内容が定まり、6月1日の第1回公判前整理手続期日において確認された。なお、公判前整理手続は同日の1度のみであった。また、同日に第1回公判期日が行われ上記③のXの尋問まで同日中に行われた。

弁護活動としては6月1日までに弁論、尋問事項、冒頭陳述の順に準備をして第1回公判期日に臨んだ。その後は尋問事項や弁論に適宜修正を加えながら公判に臨み判決まで至った。

6 印象に残った出来事

(1) 被告人質問

主質問については、検察官から異議を出された際

にその場で対応することは難しいため異議が出ないよう大藺昌平先生の協力を得て万全の準備をした。そして、期日前日、東京拘置所に夜間接見を申し入れて十分な時間を確保したうえで、午後からAに接見し入念に被告人質問の意図を確認した。結果として、被告人質問において獲得目標としていた事実はすべて引き出すことができた。

(2) Xの尋問

Xは関与を否定していたからXの尋問が本件の山場であった。

主尋問については、検察官に対して適切に異議を申し立てる自信はなかった。そこで、不利と感じれば理由が浮かばなくても異議を出すと割り切って尋問に臨んだ。何度か異議を申し立てた結果、Xが覚せい剤を隠していた場所にAが接近する可能性についてなされた誘導尋問など、異議の認められるものもあったが、却下された方が多かった。それでも却下されたことで不利益が生じることはなかったのだから、積極的に異議を出す方針に間違いはなかったと思う。

反対尋問については、検察官から尋問の後半に「誘導が過ぎる」との異議が出た。この異議は却下されたものの、終盤に再度、「誘導が過ぎる」との異議が出された。これを受けて裁判官から「誘導にならないように聞いてくれますか」との発言があった。しかし、Aは曖昧な供述に終始するばかりか、公判廷においても供述を変遷させていたことから、質問形式を変えることで獲得すべき事実を獲得できないリスクを負いかねないと感じた。結局、残りの質問がわずかだったこともあり、準備したとおりに反対尋問をやり切った。

また、準備した質問とは別に、Aの携帯電話に保存されていた覚せい剤のパケの写真に関する反対尋問を加えた。Xは、主尋問において「(Aの携帯電話に記録されていた写真に写っていたパケについて)見たことがない」「入手もしていない」と供述した。この供述はAが独自のルートで覚せい剤を入手していた可能性を疑わせる危険なものだった。他方で、その日のXは供述を二転三転させていた。さらに、開示された証拠からXが前回逮捕されたときに使用した覚せい剤のパケと携帯電話の写真のパケとは特徴が類似していることを把握していた。そこで、供述がそ

のまま残る危険性と供述を変遷させる可能性を秤にかけて、Xに事実を聞き直すことにした。具体的には、前回逮捕されたときのパケの特徴を確認したうえで、「携帯の写真のパケは前回Xが逮捕されたときに押収しきれなかったものではないか」と尋ねた。結果、「そうかもしれない」とXは供述を変遷させた。今思うとリスクの少ない他の手段もあったと思うが、その時は必死であり、必死さが良い方向に転んでくれたと思う。

パケの供述の他にも、主尋問でAは2017年に入ってから性交渉の際にドリンク剤を「飲んでいないと思う」と供述したが、反対尋問の途中で「(ドリンク剤を飲んだか否かは) 覚えていないが正確です」と供述を変えたところもあり、反対尋問は総じてうまくいった。

(3) 裁判官から証拠請求を促されたこと

第1回公判期日の終了後、裁判官から、Aが飲んでいてドリンク剤に関する報告書の提出を打診された。これを受けて同期日後に保釈されたAとともにディスカウントストアに行き報告書を作成し証拠として提出した。この打診を受けたとき、もしかしたら無罪になるのではないかと道が開けたような気持ちになったことを覚えている。

7 弁論

弁論の構成と証拠の準備は以下のとおりであった。

弁論前半は、「Aに覚せい剤を飲ませていない」というXの供述は信用できない理由、ならびに、覚せい剤のパケの写真および腕の写真は関連性がないことを論じた。

Xの供述が信用できない理由は次のように主張した。Xは、Aに覚せい剤を飲ませた事実が発覚することで自分の罪が重くなることを避けたいと思っており、虚偽の供述をする動機がある。そして、現に嘘をついた。すなわち、Xが受けた2つの薬物検査からすればXが覚せい剤を使用した時期は2017年1月31日から2月10日と限定されるのに、Xは「1月31日より前に覚せい剤をすべて使用した(その後は使っていない)」と供述している。嘘をつく危険のある人が実際に嘘をついている。そんなXが一般面会時にAに対して言った「Aに飲ませたりしたら俺の罪が重くなるだろう」という発言を状況に照らして解釈すれば、

Xが同発言において犯行をほのめかしたと解するほかない。

また、覚せい剤のパケの写真と腕の写真に関する主張はケースセオリーの通りである。

パケの写真に関する事情を裏づけるため、検察庁でAの携帯電話の証拠開示を受け友人Bに連絡を取った。しかし、友人Bは出廷を拒みAも強制することを望まなかったため、友人Bには陳述書を書いてもらった。結局、陳述書は証拠請求せず被告人質問の中で事情を明らかにした。

腕の写真の事情を裏づけるためには、Aの通院していた病院3カ所に連絡を取り2つの病院から診断書をとった。そのうち血液検査をしていた病院の診断書を証拠請求した。

弁論後半は、「Xに覚せい剤を飲まれた」というAの供述を信用すべき理由を論じた。

まず、ドリンク剤を飲む性習慣とXが所持していた覚せい剤が錠剤型のものであること等からAにおいて犯行可能性があることを示した。次に、犯行の動機を説明した。Xはドリンク剤の効用により性的快感を高めようとする傾向にあるばかりか、覚せい剤によって性的反応が高まるという知識を有していた、そして、近い将来、逮捕・収監されることを想定していた。そんなXが、収監される前の最後に強烈な性的快感を試そうとしても不思議でなく、Aは巻き込むのに好都合であったと論じた。さらに、Aには覚せい剤を入手する機会がないと主張し、XがAに覚せい剤を飲ませたと考えるほかないと結論づけた。

8 判決

裁判官は、覚せい剤のパケおよび腕の写真には言及しなかった。また、Xの供述の信用性を否定する一方で、Aの供述の信用性を否定することはできないとし、Aの弁解は排除されないから使用の故意を妨げる特段の事情があると結論づけて無罪を言い渡した。

終わりに

Aの冤罪を確信してからというもの、経験ある弁護人であれば無罪になる可能性があるのに自分が弁護

したばかりに有罪となるのではないかと考えては言い
様のない気持ちになった。実際、拙い弁護活動もあつ
た。それでも最後まで弁護活動をまっとうすることが
できたのは、多くの人たちの協力を得られたからに他
ならない。共犯者の弁護人は嫌な顔ひとつせず協力
してくれた。起案に行き詰ったときには事務所の先

輩や同期が一からブレインストーミングをやり直して
くれた。裁判員センターの先生方にも最後まで親身
に協力し励ましていただいた。この場を借りて、ご助
力いただいたすべての方々にお礼を言いたい。

(おおぬま・たろう)



※ 本件の判決文はLEX/DB25548249に掲載。